

株主総会資料の電子提供制度にかかる当社の対応について

当社は、2024年6月に開催予定の当社の第26期定時株主総会につきまして、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面で株主総会資料（招集ご通知）をお送りする予定です。

2022年9月1日施行の改正会社法により、2023年3月以降に開催する株主総会から、株主総会資料の電子提供制度が開始されました。同制度により、株主総会資料を掲載したウェブサイト URLなどを株主の皆様にお知らせすることにより、株主総会資料を提供することになります。例外的に、書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面で株主総会参考書類等をお送りすることになります。

当社では、制度導入の初年度の対応として、第25期定時株主総会につきまして、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおりの書面で株主総会資料（招集ご通知）をお送りいたしました。第26期定時株主総会につきましても、同様の対応とさせていただきます。株主総会参考書類等の内容の一部は、法令および定款により認められる範囲で従前どおりウェブサイトでの開示とさせていただきます。可能性がございますので、ご了承ください。

電子提供制度に関する詳細につきましては、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

<電子提供制度に関するお問い合わせ先>

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部テレホンセンター

電子提供制度専用ダイヤル 0120-696-505

(受付時間 土・日祝日を除く平日 9:00~17:00)

<https://www.tr.mufg.jp/daikou/denshi.html>